

(4) 通学について

交通機関別に次の手続きをとること。

- ① バス 定期乗車券購入申込書に必要事項を記入し、事務室より証明書を受けたのち、学生証とともにバス会社営業所窓口に掲示し購入すること。
- ② J R 通学証明書交付申請書に必要事項を記入し、学生証とともに駅窓口に掲示し、購入すること。
- ③ バイク 駐車場使用許可申請書に記入し、所定の料金を添えて届けること。
- ④ 自動車 駐車場使用許可申請書に記入し、所定の料金を添えて駐車場の割り当てを受けること。

ただし、駐車場の使用許可は、任意保険に加入していることを条件とし、コピーを申請書に添えることとする。割り当て以外の駐車、割り当てされた者以外の学内の乗り入れは一切認めない。

通学の際には、他の交通に十分注意し、事故を防止するよう心がけること。特にバイク利用時のヘルメットの着用、自動車利用時のシートベルトの着用、運転時の携帯電話の使用禁止は必ず守ること。

(5) 団体活動について

- ① 学生が団体を結成しようとするとき、責任者2名以上の連署をもって所定の様式より少なくとも10日前に願い出て学校長の承認を得ること。
- ② 学生が学校以外の諸団体の行動、又は行事に参加しようとする時も前項に準じる。
- ③ 学生が校内の団体で旅行を計画し、又は合宿を行う場合は少なくとも10日前に計画書と保護者の同意書を添えて所定の様式により学校長の許可を受け、旅行、合宿が終了した場合は、その経過を学校長に書面を以て報告すること。

(6) 健康管理について

① 健康診断

法律の定めるところにより、毎年1回定期健康診断を実施する。必ず、受診しなければならない。受診できなかった場合は、他の機関の証明書を提出しなければならない。また、風疹・麻疹・流行性耳下腺炎・水疱瘡・B型肝炎については、抗体検査を実施する。(様々な施設等に実習に伺うため感染予防を目的とする)

② 学生災害傷害保険

本校の教育研究活動中に発生した傷害に対して適用されるもので、学生全員が加入している。傷害を受けた場合は、直ちに申し出ること。

③ 献 血

年2回の献血を日本赤十字社からの要請で、学生に呼びかけている。輸血を必要とする人々の多くが救われるよう是非協力してほしい。なお、学生の病気の早期発見と予防にも多いに役立っている。

(7) 諸願い、諸届けについて

学生はそれぞれの場合に下記諸願い、又は届けを担当者を経て学校長に提出しなければならない。

- ① 休学願
- ② 退学願
- ③ 転学願
- ④ 復学願
- ⑤ 公欠願（本校が特に認めた理由による欠席）
- ⑥ 欠席願（病欠1週間以上は診断書添付）
- ⑦ 忌引届（1親等7日以内・2親等3日以内）
- ⑧ 改姓届
- ⑨ 住所変更届
- ⑩ 保証人（正・副）変更届

(8) アルバイトについて

アルバイトを希望するものは学年担当に申請書を提出し、許可を得なければならない。アルバイトは本校の学生にふさわしいものでなくてはならない。学生として不適当と判断されるような職場で勝手にアルバイトを行うことや学業に差しさえあると判断されるようなアルバイトは禁止する。

途中に変更が生じた場合、直ちに届けを出すこと。

(9) 諸証明書等発行について

① 通学証明書

学生通学定期乗車券購入に必要な通学証明書は、所定の必要事項を記入の上事務室に申し込むこと。

② 学生旅客運賃割引書

帰省、旅行等でJRを利用する場合、運賃割引乗車券購入には、学生旅客運賃割引書と学生証が必要である。割引書は、所定の用紙に記入の上、事務室に交付を願い出ること。

③ 在学証明書・卒業証明書・成績証明書等

いずれも所定の用紙に提出先を明記して事務室に願い出ること。

④ 学生証の再交付

学生証を紛失又は汚損した場合は、直ちに所定の様式による再交付願いを提出して再交付を受けること。